別表中第六五号の一八を第六五号の一九とし、第六五号の五から第六五号の一七までを一号ずつ繰り下げる。

別表第六五号の四中「含む。）」の下に「並びに関税定率法施行令第二十条第二項の規定による書類及び証明書の添付」を加え、同号を同表第六五号の五とし、同表第六五号の三を同表第六五号の四とする。

別表第六五号の二中「提出」の下に「及び書類の添付」を加え、同号を同表第六五号の三とし、同表第六五号の次に次の一号を加える。

六五の二	関税定率法施行令第十六条の六（外国で採捕された水産物等の免税の手続）の規定による書類の提出

別表第六六号中「届出）の規定による」の下に「輸徴法第十六条の三第一項の規定の適用を受けようとする旨並びに」を加える。

別表第六七号中「第二十六条の四の規定による」の下に「輸徴法第十六条の三第二項の規定の適用を受けようとする旨並びに」を加え、同号の次に次の一号を加える。

六七の二	関税定率法施行令第五十四条の十八において準用する同令第五十四条の十三第一項の規定による書面の提出（輸徴法施行令第二十六条の九において準用する輸徴法施行令第二十六条の四の規定による輸徴法第十六条の三第三項の規定の適用を受けようとする旨並びに課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）

別表第八六号及び第八九号中「輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律」を「輸徴法」に改め、同号の次に次の一号を加える。

八九の二	租税特別措置法施行令第四十八条の九第一項（引取りに係る石油製品等の免税の手続等）の規定による申請書の提出

附　則

この政令は、平成二十五年十月十三日から施行する。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

中小企業政策審議会令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年六月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百五号

中小企業政策審議会令の一部を改正する政令

内閣は、中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）第三十条の規定に基づき、この政令を制定する。

中小企業政策審議会令（平成十二年政令第二百九十五号）の一部を次のように改正する。

第五条の表中小企業経営支援分科会の項第一号中「並びにその」を「、その」に改め、「強化」の下に「並びに経済的社会的環境の変化への適応の円滑化」を、「こと」の下に「（中小企業分野等調整分科会の所掌に属するものを除く。）」を加え、同項第二号中「（昭和三十八年法律第百四十七号）」の下に「、小規模企業共済法（昭和四十年法律第百二号）第九条第五項」を、「（平成十一年法律第十八号）」の下に「、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）第四十条第四項」を加える。

附　則

この政令は、平成二十五年七月一日から施行する。

経済産業大臣　茂木　敏充
内閣総理大臣　安倍　晋三

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年六月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百六号

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）附則第四十八条の規定に基づき、この政令を制定する。

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令（平成十四年政令第四十五号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第二十五条の二第七項」を「第二十五条の二第十二項」に改める。

第二十条中「旧制度農林共済法」の下に「（以下「廃止前旧制度農林共済法」という。）」を加える。

第二十五条の二の見出しを「（一時金の支給）」に改め、同条第一項中「特例老齢農林年金（平成十三年統合法附則第四十四条第六項の規定によるもの」を「特例年金給付（特例障害共済年金、特例障害年金、特例障害農林年金及び特例遺族農林年金」に、「、当該特例老齢農林年金」を「、当該特例年金給付」に改め、「（以下「特例老齢農林一時金」という。）」を削り、同項各号を次のように改める。

一　平成十三年統合法附則第三十四条第一項本文若しくは第三十八条第八項本文（平成十三年統合法附則第三十九条第七項、第四十条第三項又は第四十四条第九項において準用する場合を含む。）、平成十三年統合法附則第三十七条第六項において準用する廃止前農林共済法第四十九条第一項本文、平成十三年統合法附則第二十五条第五項において読み替えて準用する廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第十条第二項（同項第一号イ、第二号及び第三号イに係る部分を除く。）又は平成十三年統合法附則第四十二条第十項において準用する廃止前旧制度農林共済法第四十七条本文の規定により当該特例年金給付の支給を停止すべき事由が生じているとき。

二　平成十三年統合法附則第三十七条第六項において準用する廃止前農林共済法第四十九条第一項ただし書の規定が適用されているとき、特例遺族共済年金の受給権者である子若しくは孫が廃止前農林共済法第三十九条第二項に規定する障害等級の一級若しくは二級に該当する障害の状態にあるとき、平成十三年統合法附則第四十二条第十項において準用する廃止前旧制度農林共済法第四十七条ただし書の規定が適用されているとき、特例遺族年金の受給権者である子若しくは孫が廃止前旧制度農林共済法別表第二の上欄に掲げる程度の障害の状態にあるとき、又は特例通算遺族年金の受給権者（妻並びに六十歳以上の夫、父母及び祖父母を除く。）が昭和六十年国民年金等改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法別表第一に定める一級若しくは二級の障害の状態にあるとき。